



平成 30 年 6 月 11 日

各 位

会 社 名 シェアリングテクノロジー株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 引 字 圭 祐
(コード番号 3989 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役 CFO 管理本部長 篠 昌 義
電 話 番 号 052-414-6025

行使価額修正条項付き第 7 回新株予約権（第三者割当て）の発行に係る 払込完了に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 25 日付の取締役会において決議いたしました、大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を割当先とする行使価額修正条項付き第 7 回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、平成 30 年 6 月 11 日に発行価額の総額（5,604,088 円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、平成 30 年 5 月 25 日付で公表しております「行使価額修正条項付き第 7 回新株予約権（第三者割当て）の発行及びコミットメント契約に関するお知らせ」をご参照下さい。

（ご参考）

本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	平成 30 年 6 月 11 日
(2) 発行新株予約権数	916 個
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個当たり 6,118 円（総額 5,604,088 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：916,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 1,769 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 916,000 株です。
(5) 調達資金の額	2,696,972,088 円（差引手取概算額）
(6) 行 使 価 額 及 び 行使価額の修正条件	当初行使価額 2,948 円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 92%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法による
(8) 割 当 先	大和証券株式会社
(9) そ の 他	当社は、大和証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）及びコミットメント契約を締結しております。コミットメント契約においては、以下の内容が定められております。 ・ 当社による本新株予約権の行使の要請 ・ 当社による本新株予約権の行使の禁止 ・ 当社の経営成績達成に関する本新株予約権の行使条件 ・ 大和証券による本新株予約権の取得に係る請求 また、本新株予約権買取契約及びコミットメント契約において、大和証券は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨、並びに大和証券が本新株

	<p>予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容及びコミットメント契約の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨を規定しております。なお、大和証券が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することは妨げられません。</p>
--	---

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以 上